

# 津山圏域クリーンセンター 施設建設・運営事業

入札説明書

平成24年1月31日

津山圏域資源循環施設組合

# 目 次

I	募集の趣旨 .....	1
II	事業の概要 .....	2
1	事業名称 .....	2
2	事業実施場所 .....	2
3	事業の目的 .....	2
4	事業の内容 .....	2
III	事業者募集等のスケジュール .....	6
IV	入札に関する条件 .....	7
1	入札参加者の備えるべき参加資格条件 .....	7
2	応募に関する留意事項 .....	10
3	入札に関する手続等 .....	11
V	入札書類の審査 .....	17
1	審査及び選定に関する事項 .....	17
2	事務局 .....	18
VI	提案に関する条件 .....	19
1	計画地に関する事項 .....	19
2	施設の概要 .....	19
3	施設の設計・建設の提案に関する条件 .....	20
4	施設の運営・維持管理の提案に関する条件 .....	20
5	事業計画の提案に関する条件 .....	20
VII	事業実施に関する事項 .....	23
1	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項 ...	23
2	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項 .....	23
3	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	24
4	本組合による本事業の実施状況の監視 .....	24
5	事業期間中の事業者と本組合との関わり .....	25
6	その他 .....	25

VIII 特定事業契約に関する事項.....	26
1 契約手続.....	26
2 その他.....	26
別紙1 事業スキーム図.....	27
別紙2 モニタリング実施要領等.....	28
1 モニタリングの実施要領.....	28
2 委託料の減額方法.....	29
3 契約の解除.....	30

## □用語の定義

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

津山圏域クリーンセンター	：	岡山県津山市領家地内に整備する熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場等を1箇所に集約した総合ごみ処理センター
クリーンセンター用地	：	津山圏域クリーンセンター全体の用地（還元施設用地は除く）
本組合	：	津山圏域資源循環施設組合
本施設	：	津山圏域クリーンセンターのうち、熱回収施設、リサイクル施設、リサイクルプラザ機能を含む管理棟、それらの外構等
本施設用地	：	本施設の用地
本事業	：	本施設の建設、運営・維持管理について民活手法を導入して実施する事業
事業者	：	本事業を実施する選定事業者。落札者の構成員、協力企業、SPC
SPC	：	落札者の構成員が本事業の運営・維持管理業務を実施するために設立する特別目的会社（Special Purpose Company）
入札参加者	：	本事業の入札に参加する企業グループ
構成員	：	入札参加者を構成しSPCへの出資を行う企業
協力企業	：	入札参加者を構成しSPCへの出資を行わない企業
設計企業①	：	本施設のうち、熱回収施設とリサイクル施設の設計を行う構成員（1社又は複数社）
設計企業②	：	本施設のうち、管理棟の設計を行う構成員又は協力企業
建設企業	：	本施設のうち、熱回収施設とリサイクル施設の建設を行う構成員（1社又は複数社）
運営企業	：	本施設のうち、熱回収施設とリサイクル施設の運営・維持管理を行う構成員（1社又は複数社）
建設事業者	：	本組合と建設工事請負契約を締結するもの。設計企業①、設計企業②、建設企業による共同企業体
運営事業者	：	本組合と運営・維持管理業務委託契約を締結するもの。（SPC）
DBO方式	：	設計（Design）、建設（Build）、運営・維持管理（Operate）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法
基本契約	：	本事業について、事業者に新クリーンセンターの設計、建設、維持管理・運営を一括で発注するために本組合と事業者で締結する契約
建設工事請負契約	：	本事業の建設工事について、本組合と建設事業者で締結する契約
運営・維持管理業務委託契約	：	本事業の運営・維持管理業務について、本組合と運営事業者が締結する契約
特定事業契約	：	基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託の3つの契約をまとめた総称
交付金	：	循環型社会形成推進交付金

事業者選定委員会 : 津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会

## I 募集の趣旨

津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業（以下「本事業」という。）は、津山圏域資源循環施設組合（以下「組合」という。）において発生する一般廃棄物の適正な処理を行うため、津山圏域クリーンセンター（以下「本施設」という。）について、民活手法を導入して実施するため、平成 23 年 12 月 5 日に「津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。

本入札説明書は、組合が本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとするものに交付するものである。入札参加者は、本入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとする。

## II 事業の概要

### 1 事業名称

津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業

### 2 事業実施場所

岡山県津山市領家地内

### 3 事業の目的

津山圏域資源循環施設組合（以下「本組合」という。）は、津山圏域（津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、久米郡美咲町）における、ごみの減量化・資源化と循環型社会の構築を目指し、「緑に囲まれた、憩いと潤いの感じられる、県北の地球環境保全の総合センター」という基本理念の下、熱回収施設、リサイクル施設、最終処分場等を1箇所に集約した総合ごみ処理センターを「津山圏域クリーンセンター」として整備する。

津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業（以下「本事業」という。）は、津山圏域クリーンセンターのうち、熱回収施設、リサイクル施設、リサイクルプラザ機能を含む管理棟、それらの外構等（以下「本施設」という。）の設計・建設、運営・維持管理について民活手法を導入するものであり、環境及び景観（特にリサイクルプラザ機能を含む管理棟の建築意匠）に配慮するとともに、津山圏域の住民、事業者、本組合による協働によって一般廃棄物の処理を安全、安定的かつ効率的に行う施設として建設・運営を図ることを目的とする。

なお、本組合においては、熱回収施設から発生する焼却残渣（主灰・飛灰）については、セメント原料化による資源化を予定している。また、本施設の使用については事業期間終了後も継続し、竣工から30年以上を予定している。したがって、事業者はこのことを十分に理解し、安定かつ継続した資源化が行われるよう焼却残渣（主灰・飛灰）の質を確保し、また、本施設の使用期間に渡り、安全かつ経済性の高い運転が可能となる施設整備、補修等を行わなければならない。

### 4 事業の内容

#### (1) 事業方式

本事業は、選定事業者<sup>1</sup>（以下「事業者」という。）が本組合の所有となる施設について設計・建設、運営及び維持管理を一括して受託する公設民営（DBO）方式とする。

#### (2) 運営・維持管理業務の実施形態

落札者の構成員が自ら株主となって本事業の運営・維持管理業務を実施するための

---

<sup>1</sup> 選定事業者は、落札者の構成員全員で構成される。落札者の構成員が本事業の運営・維持管理業務を実施するために自ら株主となって設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）を含むものとする。

S P C を設立し、S P C が運営・維持管理業務を実施する。

### (3) 契約の形態

本組合は、事業者と、本事業について事業者の本施設の設計・建設、運営及び維持管理を一括で委託するために、本事業に係る基本契約（以下「基本契約」という。）を締結する。

また、本組合は基本契約に基づき、管理棟を除く本施設の設計を行う構成員（以下「設計企業①」という。）と管理棟の設計を行う構成員又は協力企業（以下「設計企業②」という。）、管理棟を除く本施設の建設を行う構成員（以下「建設企業」という。）による共同企業体（以下「建設事業者」という。）<sup>2</sup>と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

さらに、本組合は、基本契約に基づき、管理棟を除く本施設の運営・維持管理を行うもの（以下「運営事業者」という。）と本事業に係る運営・維持管理業務委託契約を締結する。（基本契約、建設工事請負契約、運営・維持管理業務委託契約の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。）（※別紙1参照）

### (4) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・建設期間：平成24年12月から平成27年11月まで
- ・運営期間：平成27年12月から平成47年11月まで20年間

### (5) 事業期間終了後の措置

本組合は、平成47年12月以降も本施設を継続して公共の用に供する予定である。

その具体的な方法については、必要に応じて事業者の意見を聞きながら、本組合が事業期間内に決定する。

なお、事業者は、事業期間終了時に本施設を本組合の定める引継ぎ時における本施設の要求水準を満足する状態で、本組合に引継ぐものとする。

### (6) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

#### ア 本施設の設計

- ① 本施設の設計
- ② その他関連業務（本組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援、建設工事に係る許認可申請支援等）
- ③ 施設建設に伴う各種許認可の申請・取得

#### イ 本施設の建設工事

---

<sup>2</sup> 1社により設計企業及び建設企業の要件を満たす場合は、1社で構成することを可能とする。

- ① 本施設の建設（管理棟は除く）
- ② その他関連業務（事業者が行うべき近隣対応、環境アセス支援等）

ウ 本施設の運営・維持管理

- ① 廃棄物の受入業務<sup>3</sup>（料金徴収代行を含む。）
- ② 受付業務
- ③ 運転管理業務
- ④ 維持管理業務（点検・保守、その他一切の補修・設備更新業務を含む。）
- ⑤ 情報管理業務
- ⑥ 環境管理業務
- ⑦ 売電業務
- ⑧ 本組合が実施する啓発業務の補助等（主に工場棟内における環境啓発等）
- ⑨ 本施設から発生する処理不適合物及び残渣の最終処分場への運搬
- ⑩ その他関連業務（行政や団体等の見学時の現場対応を含む。）

（7）本組合が行う事業範囲

ア 本施設の設計・建設

- ① 管理棟の建設<sup>4</sup>
- ② 近隣対応（本施設の設置そのものに係る対応等の本組合が行うべき近隣対応）
- ③ 一般廃棄物処理施設の設置届出
- ④ 施設建設に伴う環境影響評価手続き
- ⑤ 施設建設に伴う交付金申請手続き
- ⑥ 施設建設に伴う工事監理
- ⑦ インフラ整備（水道等の整備、周辺道路整備等）
- ⑧ その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 施設への一般廃棄物等の搬入計画管理
- ② 管理棟の運営・維持管理
- ③ 近隣対応（本組合が行うべきもの）
- ④ 契約管理（モニタリング）の実施
- ⑤ 焼却残渣（主灰・飛灰）の津山圏域クリーンセンター外への運搬・資源化  
（※焼却残渣（主灰・飛灰）の資源化については、セメント原料化を予定している。）
- ⑥ 選別される資源物の津山圏域クリーンセンター外への運搬・資源化、処理不適合物の処分

<sup>3</sup> 最終処分場への搬入物の計量、搬入可否判断、料金徴収代行を含む。また、最終処分場の開場施設を含む。

<sup>4</sup> 管理棟の建設については、本組合監修のもと設計企業②が実施設計を行い、別途発注を行う。管理棟の建設にかかるリスクは組合のリスクとする。

- ⑦ 運営・維持管理に伴うモニタリング（管理棟内に常駐する予定）
- ⑧ 行政や団体等の見学の受付及び行政対応
- ⑨ その他これらを実施するうえで必要な業務

#### （８）事業者の収入

事業における事業者の収入は以下のとおり。

##### ア 本施設の設計・建設に係る対価

本組合は、本施設の設計・建設に係る対価について、建設事業者に支払う。支払いは、基本的に建設期間中に行うものとする。

##### イ 委託料

本組合は、運営事業者が実施する施設の運営・維持管理業務に対する対価を、委託料として運営期間にわたって運営事業者を支払う。委託料は、固定料金と変動料金（一般廃棄物等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

委託料は、毎年、物価の変動等に対応して、見直しを行うものとする。なお、見直し方法については、特定事業契約に基づく協議によりあらかじめ定める指標に基づき見直しを行うものとする。

#### （９）売電収入の扱い

熱回収施設で余剰電力が生じる場合、電力会社への売電を行う。なお、売電収入は、本組合に帰属するものとする。

#### （１０）本組合が適用を予定している交付金について

本組合は本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは本組合において行うが、事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について本組合を支援するものとする。

#### （１１）法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。

### Ⅲ 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定にあたっては、総合評価落札方式（総合評価一般競争入札方式）により行う。

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりとする。

平成24年 1月31日（火）	入札公告・入札説明書等の公表
平成24年 2月 7日（火）	入札説明書等に対する説明会及び現地見学会
平成24年 2月13日（月）～ 2月15日（水）	質問の受付（第1回）
平成24年 2月下旬	入札予定価格の公表予定
平成24年 2月29日（水）	質問回答の公表（第1回）
平成24年 3月16日（金）	参加表明書、参加資格申請書類受付
平成24年 3月26日（月）	資格審査結果の通知
平成24年 3月30日（金）	概略提案書の受付
平成24年 4月上旬	概略提案書に関するヒアリング
平成24年 4月18日（水）～ 4月20日（金）	質問の受付（第2回）
平成24年 5月 9日（水）	質問回答の公表（第2回）
平成24年 7月 9日（月）	提案書の受付
平成24年 8月下旬	提案書に関するヒアリング
平成24年 9月中旬	落札者の決定及び公表
平成24年10月下旬	仮契約締結
平成24年11月下旬	特定事業契約締結

## IV 入札に関する条件

### 1 入札参加者の備えるべき参加資格条件

#### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計企業①、設計企業②、建設企業及び運営企業を含む企業により構成されるものとする。入札参加者は、入札参加者を代表し、本組合との交渉窓口となる企業1社を「代表企業」として定めるものとする。

イ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成員及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本組合と協議を行う。

ウ 入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできない。

エ 落札者は、SPCを仮契約締結時まで本組合構成市町（津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、久米郡美咲町）内において設立するものとする。（ただし、本施設を除く。）落札者のすべての構成員は、SPCに対して出資を行うものとし、それ以外のものによる出資は認めない。また、代表企業が所有する議決権割合は、事業期間中を通じて出資者間で最大となるものとする。なお、出資金額の合計は1億円以上とし、運営・維持管理期間中これを維持するものとする。SPC設立から供用開始までの出資金額は任意とする。

#### (2) 入札参加者の資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすものとする。なお、イ項・ウ項・エ項・オ項について複数の項の要件を満たすものは、当該複数の項の業務の実施企業を兼ねることが可能である。

ア 入札参加者の構成員及び協力企業はすべて、津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、久米郡美咲町のいずれかにおいて、平成23年度入札参加資格を有していること。または、参加資格申請書（様式7）に添付する書類を事務局へ提出することのできるもの。

イ 設計企業①は、次の①から③までの要件をすべて満たしていること。なお、複数の企業が設計企業①となる場合は、当該複数の企業で次の①から③までの要件をすべて満たすものとし、各々の企業は次の①から③までのいずれかの要件を満たしていること。

- ① 建屋の設計を実施する企業にあつては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 熱回収施設のプラントの設計を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、次の a) 及び b) の要件を満たしたストーカ方式の設計実績をそれぞれ 2 件以上有すること。なお、1 件の実績で当該要件を全て満たす場合は、各々の要件に同じ実績を提案することも可能とする。
  - a) 20 年以上の全連続炉の稼動の実績
  - b) i 100 t /日以上 (50 t /日以上×2 炉) かつ全連続炉の実績
    - ii 1 炉 1 系列あたり 90 日連続安定稼動の実績
    - iii ボイラータービン式の発電設備付きかつ 2 炉以上構成の実績
- ③ リサイクル施設のプラントの設計を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、破碎設備、磁力選別設備及びアルミ選別設備を有した施設の設計実績を有すること。

ウ 設計企業②は、一級建築士 10 人以上を有する建築設計事務所（設計専業）であること。ただし、設計企業②には、S P C への出資義務を課さない。

エ 建設企業は、次の①から③までの要件をすべて満たしていること。なお、複数の企業が建設企業となる場合は、当該複数の企業で次の①から③までの要件をすべて満たすものとし、各々の企業は次の①から③までのいずれかの要件を満たしていること。

- ① 建屋の建設を実施する企業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限直近において 1,200 点以上であること。
- ② 熱回収施設のプラントの建設を実施する企業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受け、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限直近において 1,000 点以上であること。さらに地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、次の a) 及び b) の要件を満たしたストーカ方式の建設実績をそれぞれ 2 件以上有すること。なお、1 件の実績で当該要件を全て満たす場合は、各々の要件に同じ実績を提案することも可能とする。
  - a) 20 年以上の全連続炉の稼動の実績
  - b) i 100 t /日以上 (50 t /日以上×2 炉) かつ全連続炉の実績
    - ii 1 炉 1 系列あたり 90 日連続安定稼動の実績
    - iii ボイラータービン式の発電設備付きかつ 2 炉以上構成の実績
- ③ リサイクル施設のプラントの建設を実施する企業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可

を受け、建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限直近において 1,000 点以上であること。さらに、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、破碎設備、磁力選別設備及びアルミ選別設備を有した施設の建設実績を有すること。

オ 運営企業は、次の①から③までの要件をすべて満たしていること。なお、複数の企業が運営企業となる場合は、当該複数の企業で次の①から③までの要件をすべて満たすものとし、各々の企業は次の①と②、又は①と③の要件を満たしていること。

① 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終えた日から 5 年を経過しないものでないこと。

② 熱回収施設のプラントの運営を実施する企業にあつては、以下の要件を満たすこと。

a) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、ボイラータービン式の発電設備付きかつ 2 炉以上構成のストーカ方式の運転実績を有すること。

b) 廃棄物処理施設技術管理者と成りえる資格を有し、一般廃棄物を対象としたボイラータービン式の発電設備付きかつ 2 炉以上構成の焼却施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後 2 年間以上配置できること。なお、現場総括責任者を変更する場合は、本条件を有することを示したうえで本組合の承諾を受けること。

③ リサイクル施設のプラントの運営を実施する企業にあつては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、破碎設備、磁力選別設備、アルミ選別設備を有した施設の運転実績を有すること。

### (3) 入札参加者の制限

次に該当するものは、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4（昭和 22 年政令第 16 号）の規定に該当するもの。

イ 本組合構成市町（津山市、苫田郡鏡野町、勝田郡勝央町、勝田郡奈義町、久米郡美咲町）のいずれかより指名停止措置を受けているもの。

ウ 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始命令がなされているもの。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立をしているもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立をしているもの。

オ 直近3年分の法人税、消費税（国税分）を滞納しているもの。

カ 本組合が本事業に係る契約支援業務を委託しているもの及びかかるものと資本面若しくは人事面において関連があるもの。なお、本事業に関し、本組合の契約支援業務を行うものは以下のとおりである。

・パシフィックコンサルタンツ株式会社 東京都多摩市関戸一丁目7番地5

なお、「資本面において関連のあるもの」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っているものをいい、「人事面において関連のあるもの」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねているものをいう。

#### （4）参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者の構成員及び協力企業が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

## 2 応募に関する留意事項

### （1）入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

### （2）応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### （3）入札保証金

入札保証金は、免除する。

### （4）使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

### （5）著作権

入札参加者から本入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本組合は、本事業の範囲において公表する場合、その他本組合が必要と認める場合には、本入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

### （6）提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(7) 資料の取扱い

本組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。また、この検討の範囲内であっても、本組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示することを禁じる。

(8) 入札予定価格の公表

本事業における入札予定価格は平成 24 年 2 月下旬に公表する予定である。

(9) 情報提供

情報提供は、適宜、本組合のホームページにおいて行う。

(10) 入札不調

下記 3. (5) において、参加資格が確認された入札参加者が 1 者のときは、本事業の入札を不調とし、再度入札を行う。

### 3 入札に関する手続等

(1) 入札公告・入札説明書等の公表

本組合は、平成 24 年 1 月 31 日（火）に入札公告を行い、入札説明書、要求水準書、特定事業契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を公表する。

(2) 入札説明書等に対する説明会及び現地見学会

入札説明書等に対する説明会及び現地見学会を次のとおり開催する。なお、説明会及び現地見学会において、入札説明書等の配付は行わないので、参加者各自で用意すること。また、現地見学会にあたり長靴持参のこと。

ア 日時：平成 24 年 2 月 7 日（火） 説明会 午前 10 時～午前 11 時  
現地見学会 午前 11 時～正午

イ 場所：説明会 岡山県津山市中北下 1300 津山市久米支所 2 階大会議室

ウ 説明会及び現地見学会の参加受付：

説明会及び現地見学会の参加を、様式 1 により以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：平成 24 年 1 月 31 日（火）～平成 24 年 2 月 3 日（金）正午
- ② 提出方法：様式 1 に記入の上、に、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word 形式）を添付し、津山圏域資源循環施設組合事務局に送付して提出することとする。本組合は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

○電子メール：sisetu-ka02@shigen-tsuyama.jp

(3) 入札説明書等に対する質問受付（第1回）

入札説明書等に対する第1回質問を以下のとおり受け付ける。

ア 入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等に対する質問を、様式2により以下のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：平成24年2月13日（月）～2月15日（水）午後5時
- ② 提出方法：質問の提出方法は原則として、様式2に記入のうえ、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）を添付し、津山圏域資源循環施設組合事務局に送付して提出することとする。本組合は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

○電子メール：sisetu-ka02@shigen-tsuyama.jp

- ③ 要求水準書の別紙2の電子データ（JWファイル）の送付を希望する場合は、上記①の受付期間に、電子メールにより請求のこと。

イ 入札説明書等に対する質問への回答の公表

提出された質問及び質問に対する回答は、平成24年2月29日（水）から、本組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(4) 参加表明書及び参加資格申請書類受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を津山圏域資源循環施設組合事務局へ持参又は郵送により提出すること。参加表明書及び参加資格申請書類を確認後、本組合は受領書を発行する。

なお、参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、入札辞退届（様式8）を提出すること。入札を辞退した場合に、今後、本組合の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

ア 受付日時：

持参の場合 平成24年3月16日（金）午前9時～正午、午後1時～午後5時

郵送の場合 平成24年3月16日（金）午後5時必着

イ 受付場所：津山圏域資源循環施設組合 施設課

〒709-4603 岡山県津山市中北下1300 津山市久米支所3階

ウ 電 話：(0868)32-2059

エ 提出書類：

- ① 参加表明書（様式 3）
- ② 構成員及び協力企業一覧表（様式 4）
- ③ 参加資格申請書類及び添付書類（様式 7）

（5）資格審査結果の通知

資格審査の結果については、平成 24 年 3 月 26 日（月）までに入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。この際、提案者番号等を併せて通知するため、提案書の作成に用いること。

（6）参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

入札参加資格がないと判断された場合、平成 24 年 3 月 28 日（水）から平成 24 年 3 月 30 日（金）までの午前 9 時から午後 5 時までの間に書面を持参し説明を求められることができる。説明要求に対する回答を、平成 24 年 4 月 3 日（火）までに入札参加者の代表企業に対し送付する。

（7）概略提案書の受付

本組合は、要求水準書の内容が適切に提案書に反映されるように、参加資格が確認された入札参加者を対象に概略提案書を受け付ける。概略提案書の提出方法は持参又は郵送とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、本組合は受領書を発行する。

ア 受付日時：

持参の場合 平成 24 年 3 月 30 日（金）午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時

郵送の場合 平成 24 年 3 月 30 日（金）午後 5 時必着

イ 受付場所：津山圏域資源循環施設組合 施設課

〒709-4603 岡山県津山市中北下 1300 津山市久米支所 3 階

ウ 概略提案書：

下記の内容について、概略提案書を作成すること。

- ① 施設配置平面図（A 3 判 3 ページ以内）
- ② 車両動線計画（A 3 判 3 ページ以内）
- ③ 工事期間中の環境保全計画（A 3 判 3 ページ以内）
- ④ 処理フロー（A 3 判 3 ページ以内）

概略提案書については、各ページの下に通し番号を振り、A 3 判横長左ステープラー綴じ、正 1 部副 20 部及び内容を記録したデータ（CD-R 等）1 式（使用ソフト：Microsoft「Word」及び「Excel」（Windows 対応））を提出すること。

(8) 概略提案書に関するヒアリングの実施

本組合は、提出された概略提案書をもとに入札参加者に対するヒアリングを実施する。

・実施日時：平成 24 年 4 月上旬

※時間、場所については追って通知する。

(9) 入札説明書等に対する質問受付（第 2 回）

入札説明書等の内容等に対する第 2 回質問を以下のとおり受け付ける。

ア 入札説明書等に対する質問の受付

入札説明書等に対する質問を、様式 2 により以下のとおり受け付ける。

① 受付期間：平成 24 年 4 月 18 日（水）～4 月 20 日（金）午後 5 時

② 提出方法：質問・意見の提出方法は原則として、様式 2 に記入のうえ、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、津山圏域資源循環施設組合事務局に送付して提出することとする。本組合は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

なお、第 2 回の質問については、参加資格が確認された入札参加者の代表企業のみ質問を提出することができる。

○電子メール：sisetu-ka02@shigen-tsuyama.jp

イ 入札説明書等に対する質問への回答の公表

提出された質問及び質問に対する回答は、平成 24 年 5 月 9 日（水）から、本組合ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(10) 提案書の受付

参加資格が確認された入札参加者から、提案書を受け付ける。提案書の提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、本組合は受領書を発行する。

ア 受付日時：平成 24 年 7 月 9 日（月） 午前 9 時～正午、午後 1 時～5 時

イ 受付場所：津山圏域資源循環施設組合 施設課

岡山県津山市中北下 1300 津山市久米支所 3 階

ウ 提案書：

① 入札書類提出届（様式 9）

綴じずに 1 部提出すること。

② 要求水準に関する確認書（様式 10）

綴じずに 1 部提出すること。

- ③ 入札書（様式 11）  
入札書は封筒に入れ密封し、1 部提出すること。
- ④ 設計・建設費用内訳書（様式 12）  
設計・建設費用内訳書は、入札書に同封し 1 部提出すること。
- ⑤ 本事業の実施に関する提案書（様式 14 関連）
- ⑥ 設計・建設業務に関する提案書（様式 15 関連）
- ⑦ 運営・維持管理業務に関する提案書（様式 16 関連）
- ⑧ 事業全般に関する提案書（様式 17 関連）
- ⑨ 設計図書
  - a) 設計仕様書（記入様式は、参加資格が確認された入札参加者のみに配付する。）
  - b) 図面
    - ・全体配置図（外構を含む）
    - ・動線計画図（作業員、車両、見学者、その他）
    - ・建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）
    - ・建築仕上図
    - ・各階機器配置平面図
    - ・機器配置断面図
    - ・フローシート
    - ・鳥瞰図
  - c) 計算書
    - ・物質収支（施設ごとに記載すること。）
    - ・熱収支
    - ・用役収支（施設ごとに記載すること。）
    - ・電力収支（施設ごと、季節別に記載すること。）
  - d) 工事工程表

提案書のうち、本事業の実施に関する提案書、設計・建設業務に関する提案書、運営・維持管理に関する提案書及び事業全般に関する提案書については、様式 14 関連～様式 17 関連の順に、各ページの下に通し番号を振り、A 4 縦長左ステープラー綴じにより、正 1 部副 30 部及び内容を記録したデータ（CD-R 等）1 式（使用ソフト：Microsoft「Word」及び「Excel」（Windows 対応））を提出すること。なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ 10.5 ポイントにて作成すること。

設計図書については、A 3 判で作成し、前記の順に横長左ステープラー綴じ、正 1 部副 30 部を提出すること。

#### （11）提案書に関するヒアリングの実施

提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを実施する。

- ・実施日時：平成 24 年 8 月下旬

※時間、場所については追って通知する。

(12) 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立会いの上で行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせるものとする。なお、代理人が開札に立会う場合は、委任状（開札立会い）（様式13）を、当日持参すること。

ア 開札日時：平成24年8月下旬

※日時については追って通知する。

イ 開札場所：津山圏域資源循環施設組合内

(13) その他

本組合が配付する資料及び回答書は、本入札説明書等と一体のものとし、以後、配付するものが本入札説明書等を補完・修正するものである場合には、本入札説明書等の内容に優先するものとする。

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

ア 入札に参加する資格がないものとした入札

イ 提案書が所定の日時（平成24年7月9日午後5時）までに提出されないもの

ウ 提案書の記載事項が不明なもの（文字等が不鮮明で判読できないもの、指定した言語及び単位以外の使用など）又は入札書に記名若しくは押印のないもの

エ 同一事項の入札について2以上の入札書を提出したもの

オ 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの

## V 入札書類の審査

### 1 審査及び選定に関する事項

#### (1) 津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会の設置

事業提案の審査は、民間事業者の選定を公平かつ適正に実施するために設置した「津山圏域クリーンセンター施設建設・運営事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）」において行う。

事業者選定委員会は、以下の11名で構成される。なお、本事業の落札者決定までの間に、事業者選定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように、各委員に働きかけを行った場合は失格とする。

委員長 宮本 和明（東京都市大学環境情報学部環境情報学科教授）

副委員長 栗原 英隆（社団法人全国都市清掃会議技術顧問）

委員 高橋 正俊（京都産業大学大学院法務研究科長）

委員 大下 順正（津山市副市長）

委員 有元 充（鏡野町副町長）

委員 下山 博史（勝央町副町長）

委員 岸本 憲史（奈義町副町長）

委員 岡部 初江（美咲町副町長）

委員 高宮 歳雄（津山市環境福祉部参与）

委員 西田 秀之（津山市財政部契約監理室長）

委員 高山 文秀（津山市都市建設部長）

#### (2) 審査の手順及び方法

##### ア 参加資格審査

本組合は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

##### イ 入札書類審査

入札公告時に公表する「落札者決定基準」に従って、事業者選定委員会において入札書類の審査を総合的に評価する「総合評価落札方式（総合評価一般競争入札方式）」により審査を行う。本組合は、事業者選定委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。

##### ウ 審査事項

審査事項は「落札者決定基準」に示す。

##### エ 審査結果

落札者の決定の後、本組合は審査結果を公表する。

## 2 事務局

事業者の募集及び選定に係る事務局は次のとおりである。

津山圏域資源循環施設組合事務局

〒709-4603 岡山県津山市中北下 1300

津山市久米支所 3 階

津山圏域資源循環施設組合 施設課

TEL : (0868)32-2059 FAX : (0868)32-7019

E-mail : sisetu-ka02@shigen-tsuyama.jp

## VI 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類等を作成すること。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

### 1 計画地に関する事項

#### (1) 計画地条件

所在地	岡山県津山市領家地内
クリーンセンター用地面積	約25.5ha
本施設用地面積	約3.1ha
用途地域等	区域区分非設定都市計画区域で用途地域指定なし
容積率	200%
建ぺい率	60%

#### (2) 用地の使用権原について

事業用地の所有権は本組合が保有している。

### 2 施設の概要

#### (1) 熱回収施設

##### ア 施設規模等

- ① 処理方式：ストーカ方式
- ② 施設規模：128t/日（災害ごみ等6t/日を含む。（64t/日×2炉））
- ③ 計画処理量：32,535t/年（収集可燃ごみ18,393t/年、直接搬入可燃ごみ11,694t/年、リサイクルセンター可燃残渣1,626t/年、し尿・下水処理施設し渣822t/年）

##### イ 処理対象ごみ

津山圏域内で発生する、収集可燃ごみ、直接搬入可燃ごみ、リサイクルセンター可燃残渣、し尿処理施設し渣、下水処理施設し渣

#### (2) リサイクル施設

##### ア 施設規模

- ① 処理方式：破碎、選別、圧縮、梱包、保管
- ② 施設規模：38t/日
- ③ 計画処理量：6,671t/年（①+②の合計）
  - ① 不燃ごみ・粗大ごみ2,518t/年  
（収集不燃ごみ1,608t/年、直接搬入不燃ごみ234t/年、粗大ごみ

676t/年)

② 家庭系資源ごみ 4,153t/年

(古紙類 875t/年、ペットボトル 314t/年、その他プラスチック製容器包装 1,496t/年、缶類 400t/年、びん類 1,035t/年、蛍光管・乾電池等 33t/年)

イ 処理対象ごみ

津山圏域内で発生する、収集不燃ごみ、直接搬入不燃ごみ、粗大ごみ、古紙類、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装、缶類、びん類、蛍光管・乾電池等

(3) その他施設：管理棟、外構等

**3 施設の設計・建設の提案に関する条件**

本事業の範囲である「本施設の設計に関する業務」及び「本施設の建設に関する業務」については、要求水準書に従い、提案書を作成すること。

**4 施設の運営・維持管理の提案に関する条件**

本事業の範囲である「本施設の運営・維持管理に関する業務」については、要求水準書に従い、提案書を作成すること。

**5 事業計画の提案に関する条件**

(1) 本施設の設計・建設に係る対価

本組合は、本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

提案に際しての各年度の支払限度額の割合は次のとおりとする。なお、各年度とも、熱回収施設、リサイクル施設の両施設の出来高を含むこと。

平成 24 年度 0%

平成 25 年度 20%

平成 26 年度 48%

平成 27 年度 32%

(2) 委託料

本組合は、S P Cが実施する運営・維持管理業務に係る対価を委託料として、運営期間にわたってS P Cに支払う。委託料は平成 27 年度第 3 四半期分(平成 27 年 12 月 1 日～平成 27 年 12 月末日)を初回、平成 27 年度第 4 四半期分(平成 28 年 1 月 1 日～平成 28 年 3 月末日)を第 2 回として、以後年 4 回、平成 27 年度第 3 四半期分(平成 27 年 10 月 1 日～平成 27 年 11 月末日)までの計 81 回支払われるものとする。

委託料は、固定料金及び一般廃棄物の処理量等に応じて変動する変動料金から構成

されるため、固定料金については年度毎の金額（うち補修費相当分については、平準化を求めない。）、変動料金についてはトン当たり単価を提案すること。

補修費相当分については、運営・維持管理期間を次の4期に分割して、各期の支払額を異なるものとするを認めるものとする。ただし、各期内の各回の支払額は同一の金額とする。

第1期：平成27年度～平成32年度（5年4ヶ月）

第2期：平成33年度～平成37年度（5年）

第3期：平成38年度～平成42年度（5年）

第4期：平成43年度～平成47年度（4年8ヶ月）

また、委託料は、物価変動に基づき年一回改定するものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。物価変動の判断に用いる指数としては、消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）とすることを原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して運営委託業務契約に定める。

なお、入札価格の算定は、平成27年度から47年度までの間、次に示す年間搬入廃棄物量があるものとして行うこと。

表 運営・維持管理業務委託料に関して提案を求める事項

施設区分	提案を求める単価等	単位
熱回収施設	・年度毎の固定料金（各年度） ・変動料金単価（処理対象物毎）	円／年 円／t
リサイクル施設	・年度毎の固定料金（各年度） ・変動料金単価（処理対象物毎）	円／年 円／t

表 熱回収施設への搬入廃棄物の計画ごみ量（t／年）

処理対象物	各年度の計画ごみ量		
	平成27年度	平成28年度 ～平成46年度	平成47年度
収集可燃ごみ（災害ごみ等を含む。）	6,131	18,393	12,262
直接搬入可燃ごみ	3,898	11,694	7,796
リサイクルセンター可燃残渣	542	1,626	1,084
下水・し尿処理施設し渣	274	822	548
合計	10,845	32,535	21,690

表 リサイクル施設への搬入廃棄物の計画ごみ量（t／年）

内訳		各年度の計画ごみ量		
		平成 27 年度	平成 28 年度 ～平成 46 年度	平成 47 年度
	収集不燃ごみ	536	1,608	1,072
	直接搬入不燃ごみ	78	234	156
	粗大ごみ	225	676	451
	小計	839	2,518	1,679
	古紙類	292	875	583
	ペットボトル	105	314	209
	その他プラスチック	499	1,496	997
	缶類	133	400	267
	びん類	345	1,035	690
	蛍光管・乾電池等	11	33	22
	家庭系資源ごみ 小計	1,385	4,153	2,768
	合計	2,224	6,671	4,447

### （3）保険

本施設の建設に伴い第三者に損害を及ぼした場合、建設企業が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、建設企業は組立保険、建設工事保険、第三者賠償保険等に加入することとする。

同様に、本施設の運営に伴い第三者に損害を及ぼした場合、S P Cが善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じた損害を負担するため、S P Cは、第三者賠償保険等に加入することとする。また、火災保険についても加入することとする。

## Ⅶ 事業実施に関する事項

### 1 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本組合と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

また、特定事業契約に関する紛争については、岡山地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

### 2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本組合は、特定事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は特定事業契約を解除することができる。

ウ ア又はイの規定により本組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害を賠償しなければならない。

#### (2) 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができるものとする。

イ アの規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、本組合は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

ア 設計建設期間中において、本組合は、相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、建設工事請負契約を解除することができるものとする。

イ 運営期間中において、本組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面によ

るその旨の通知をすることにより、運営・維持管理業務委託契約を解除することができるものとする。

### 3 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

本事業における法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項は、次のとおりである。

- (1) 本組合は、事業者が法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を受けることができるよう努める。
- (2) 本組合は、事業者に対し、補助、出資等の支援は行わない。

### 4 本組合による本事業の実施状況の監視

モニタリングの実施時期と内容についての基本的な考え方は以下のとおりとする。なお、モニタリング方法、内容等については特定事業契約において定める。

#### (1) 設計・建設段階

本組合は、設計企業及び建設企業による業務の状況が、本組合の要求を満たしていることを確認するために、各々の業務のモニタリングを行う。

建設事業者は、実施する業務に係る図書を本組合に提出し、本組合の確認を受けるものとする。また、当該図書に基づき指定された図書及び本組合が提出を要求した図書を本組合に提出し、本組合の確認を受けるものとする。

建設事業者は、実施する業務の進捗状況について、本組合に定期的に報告し、確認を受けるものとする。なお、本組合は、必要に応じて、建設事業者、設計企業①、設計企業②又は建設企業に対して、進捗状況についての報告を求めることができるものとする。

建設事業者は、本施設の建設の進捗に合わせて、試運転及び引渡性能試験に関する計画書を本組合に提出し、本組合は、当該計画書の確認を行う。引渡性能試験は、本組合の立会いのもと、性能保証事項について実施するものとする。引渡性能試験実施時の環境計測等は、本組合が認める計量証明機関が実施することとする。

また、各々の業務のモニタリングにより、設計・建設業務の実施状況や結果が、契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、本組合は建設事業者に改善を要求し、建設事業者は必要な措置を講じるものとする。

#### (2) 運営・維持管理段階

本組合は、運営企業による業務の状況が、本組合の要求を満たしていることを確認するために、業務のモニタリングを行う。モニタリングは、運営・維持管理業務委託契約で定められた方法に従って行うものとする。

モニタリングに当たっては、SPCから提出される業務報告書の確認の他、施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータの確認、本施設への立ち入り検査等を実施する。また、必要に応じて、本組合は自らの負担で、本施設に係る追加的な計測、分析を行う。その他、本組合は、周辺環境モニタリングを行い、本施設の周辺環境への影響を調査する。

原則として、モニタリングにより確認された運営業務の状況については公開する。また、業務のモニタリングにより、業務の実施状況や結果が、契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、本組合はSPCに改善を要求し、SPCは必要な措置を講じるものとする。指定する期日までに改善されない場合、委託料を減額することがある。(※別紙2参照)

### (3) 運営期間の終了段階

運営期間終了時には、本組合は、SPCから提示された補修計画の実施状況を確認するとともに、本施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることの確認を行う。

SPCは、運営期間終了時に、契約や要求水準書等で定められた施設性能が維持されていることにつき、本組合より確認を受けた上で、引継業務を行う。

## 5 事業期間中の事業者と本組合との関わり

(1) 本事業は、事業者の責任において遂行されることとする。また、本組合は、特定事業契約に定められた方法により、事業実施状況について確認を行う。

(2) 原則として本組合は、各契約の相手方に対して連絡等を行うこととするが、運営期間においても災害や事故発生の緊急時等、必要に応じて、本組合と建設企業等の間で直接連絡調整を行うことができることとする。

## 6 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

## Ⅷ 特定事業契約に関する事項

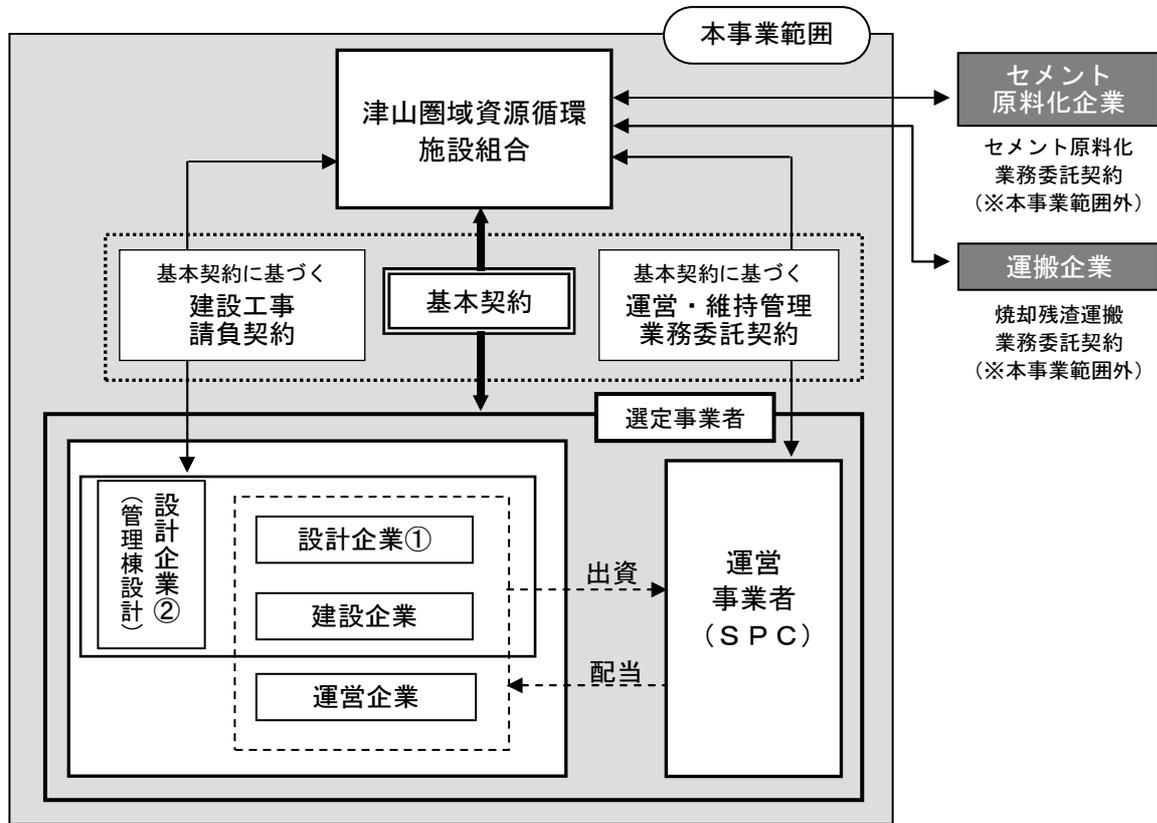
### 1 契約手続

- (1) 本組合は落札者を決定し、落札者と基本協定を締結する。
- (2) 落札者はSPCを設立し、当該SPCに本組合と基本仮契約を締結させるとともに、また自らも締結する。
- (3) 基本仮契約の合意内容に基づき、本組合は、建設事業者と建設工事請負仮契約を締結する。また、SPCと運営・維持管理業務委託仮契約を締結する。
- (4) 契約保証金は、建設工事請負契約については請負代金額の10%とする。ただし、建設事業者が、請負代金額の10%以上の履行保証保険の付保、またはこれと同等の保証契約を締結したときは免除する。また、運営・維持管理業務委託契約については年間委託料の10%とし、各事業年度の開始日までに納付することとする。ただし、SPCが、年間委託料の10%以上の履行保証保険の付保、またはこれと同等の保証契約を締結したときは免除する。
- (5) 本組合が申請する交付金の内示がされない場合、本組合は特定事業契約の仮契約を締結しないことができる。

### 2 その他

- (1) 本組合は、特定事業契約の締結に当たっては、平成24年11月(予定)の組合議会において提案する予定である。
- (2) 落札者らが特定事業契約を締結しない場合は、総合評価落札方式(総合評価一般競争入札方式)の総合評価の得点の高いものから順に契約交渉を行う場合がある。

別紙 1 事業スキーム図

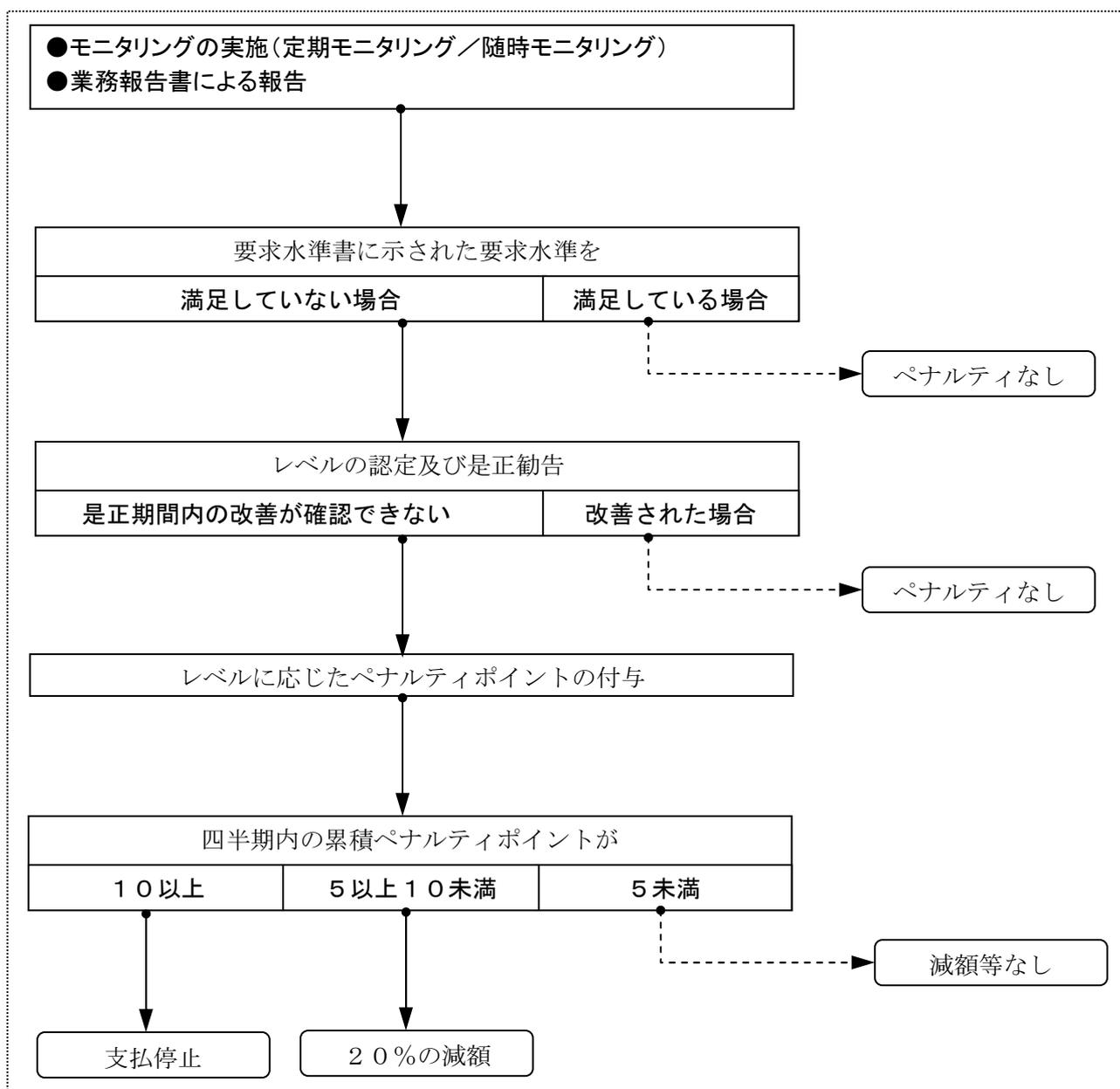


## 別紙2 モニタリング実施要領等

### 1 モニタリングの実施要領

本組合は、事業期間にわたり、運営・維持管理の実施状況についてモニタリングし、契約に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

その結果、SPCの業務内容が基本契約、運営・維持管理業務委託契約又は要求水準書、若しくは民間事業者提案又は業務マニュアル等に示される運営・維持管理に関する内容を満足していないと本組合が判断した場合、以下のフローに示す手続き（四半期毎）により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。



## 2 委託料の減額方法

### (1) 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、各四半期において本組合が支払う委託料とする。

### (2) 減額等の措置を講じる事態

S P Cの責任により、基本契約、運営・維持管理業務委託契約又は要求水準書、若しくは事業者の提案又は業務マニュアル等に示される維持管理及び運営に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、本施設の運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、本施設の運営に比較的重大な影響を及ぼすことが想定される場合

### (3) 減額等の決定過程

ア レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、本組合は、その程度、緊急度等を勘案し、S P Cに相当な是正期間を提示する。

イ S P Cは、本組合の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、本組合の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。

ウ 本組合及びS P Cは、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

### (4) 委託料の減額の金額算定方法

ア ある四半期の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日における委託料について、以下に規定される減額等の措置が実施されるものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
5未満	減額等なし
5以上10未満	20%の減額
10以上	支払停止

イ アに従い実施される累積ペナルティポイントの加算は、四半期毎になされるもの

とし、複数の四半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい四半期においては、再び、0から加算されるものとする。

### 3 契約の解除

累積ペナルティポイントが10以上の場合、支払停止とする。また、翌期の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが5以上であれば、契約を解除することができる。